

特集②

国会による原発事故調査を振り返る ～国会事故調査委員会に参加した弁護士の視点から

2011年3月11日の東日本大震災に伴う東京電力福島原子力発電所における大事故は、大量の放射性物質の飛散等により、多くの人々、地域に多大な被害を与え、事故から3年以上経過した現在も収束にはほど遠い状況です。未曾有の大事故を受けて、これを調査するための国会事故調査委員会が、憲政史上初めて、政府からも事業者からも独立した組織として国会に設置されました。

本特集は、国会事故調査委員会の活動について、この初めての試みに参加した弁護士が、委員、事務局又は調査員としてのそれぞれの立場から、独立した組織による調査活動の意義、具体的な調査活動内容、調査に当たっての苦労等を振り返り、その活動の意義を検討し、この経験を後世に伝えようとするものです*）。

元委員が振り返る国会事故調

- I はじめに
- II 国会事故調の概要
- III 国会事故調の特性と弁護士の役割
- IV 国会事故調の意義等
- V まとめと教訓、課題
- VI おわりに

元東京電力福島原子力発電所
事故調査委員会委員

櫻井 正史¹⁾
Sakurai, Masafumi

I はじめに

2011年3月11日発生の東日本大震災に伴う東京電力福島原子力発電所における大事故(以下「福島原発事故」という。)に関しては、さまざまな組織等による調査、検証が行われているが、そうした中で、憲政史上初めて、特別法を

制定の上(東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法、以下「法」という。)、国会に事故調査委員会である東京電力福島原子力発電所事故調査委員会(以下「国会事故調」という。)が設置された。国会事故調は、2011年12月8日、委員長及び9名の委員が衆参両院議長から任命されて発足し、20回の委員会、3回のタウニング、延べ1167人(900時間超)への

*）各論文は、各執筆者の経験に基づくものであり、その意見にわたる部分は各執筆者らの私見であることから、いかなる意味においても、執筆者ら以外の国会事故調、同委員、事務局、調査員、衆議院・参議院事務局等の個人・団体の立場・活動・見解を代理・代表するものではなく、また、それらの立場・活動・見解を反映させたものではありません。

1) 元名古屋高等検察庁検事長、元防衛省防衛監察監、元第一東京弁護士会会員、現在は預金保険機構理事。

ヒアリング、2000件超の資料請求を実施し、翌2012年7月5日に報告書²⁾を両議長に提出して、法に基づく任務を終了した。その活動の概要は下表のとおりである。

これまでに、国会事故調の意義、活動等につ

いては、黒川清元委員長等多くの人が紹介しているが、本稿は、調査、検証に携わった委員として、なぜ国会事故調において弁護士が必要であったか、弁護士はいかなる役割を果たしたか等の視点から、国会事故調を振り返るものであ

国会事故調活動概要

年	月	日	主 な 活 動 内 容 (肩書は当時)
2011	9	30	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法成立
	11	1	衆議院にて両院合同協議会規程可決(翌日参議院可決)
		30	両院合同協議会幹事会にて委員長及び委員の推薦人事の決定
	12	2	衆議院・参議院本会議にて委員長及び委員人事の了承
		8	委員長及び委員任命
2012	1	16	第1回委員会 委員会運営/福島事故後の現状
		30	第2回委員会 事故調査説明聴取/政府事故調、東電調査、文科省検証 参考人/畑村洋太郎氏(政府事故調委員長) 山崎雅男氏(東京電力副社長) 渡辺格氏(文部科学省 科学技術・学術政策局 次長)
		30	第3回委員会 参考人/井戸川克隆氏(双葉町長) 双葉町の方々とタウンミーティング
	2	15	第4回委員会 参考人/班目春樹氏(原子力安全委員長) 寺坂信昭氏(前原子力安全・保安院長)
		27	第5回委員会 参考人/リチャード・A・メザー博士(元米国原子力規制委員長)
	3	14	第6回委員会 参考人/武藤栄氏(前東京電力副社長)
		19	第7回委員会 参考人/ヴォロディミール・ホロージャ氏 (チェルノブイリ立入禁止区域管理庁長官) ほか
		28	第8回委員会 参考人/武黒一郎氏(東京電力フェロー) 広瀬研吉氏(内閣府参与)
	4	18	第9回委員会 参考人/深野弘行氏(保安院長)
		21	第10回委員会 参考人/馬場有氏(浪江町長) ほか 浪江町の方々とタウンミーティング
		22	第11回委員会 参考人/渡辺利綱氏(大熊町長) ほか 大熊町の方々とタウンミーティング
	5	14	第12回委員会 参考人/勝俣恒久氏(東京電力会長)
		16	第13回委員会 参考人/松永和夫氏(前経済産業省事務次官)
		17	第14回委員会 参考人/海江田万里氏(元経済産業大臣) 調査報告/論点整理(1回目)
		27	第15回委員会 参考人/枝野幸男氏(前内閣官房長官)
		28	第16回委員会 参考人/菅直人氏(前内閣総理大臣)
		29	第17回委員会 参考人/佐藤雄平氏(福島県知事)
	6	8	第18回委員会 参考人/清水正孝氏(前東京電力社長)
		9	第19回委員会 調査報告/アンケート/論点整理(2回目)
	7	5	第20回委員会 報告書の提出について 調査報告書発表

2) <http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/3856371/naic.go.jp/report/>

る。国会事故調には、事務局のほか、「事故調査」、「被害調査」、「政策調査」、「政策提言」を担当する4つのワーキンググループ(以下「WG」という。)³⁾が設置されたが、本稿は、これらのうち、事務局及び筆者が主に担当した政策調査WGを中心に提起、国会事故調の設立、運営、調査の実行等の局面において、弁護士が担った役割、活動の内容と問題点等を、将来の記録として残すことも一目的とする。

II 国会事故調の概要

1 国会事故調設置の経緯

2011年5月、福島原発事故の事故原因解明のため、政府内に事故調査委員会が設立された(政府事故調)。しかし、わが国では、原子力規制を行政機関が担っており、かつ、事故後の対応も行政機関が主導して行ったことから、国会議員の間で、政府や事業者自身の内部調査とは別に、政府から独立した公的な事故調査委員会が必要であるという声が高まり、そのころから、立法府である国会に事故調査委員会の設置を目指す動きが本格化した。その結果、同年8月には、法案が衆議院に議員提出され、同年9月30日、法の成立に至った⁴⁾。

2 高度な独立性の確保と強力な調査権限の付与

国会事故調の設置・活動の根拠となった法は、期限1年の時限立法であり(法附則3条)、報告書の提出期限も、委員の任命からおおむね

6カ月を目途と定められた(法16条1項)。

委員は、東京電力、政府等の福島原発事故の当事者と利害関係を有しない者から、両院の承認を得て衆参両議長が任命するものとされた(法3条)。実際にも、委員任命に当たっては、両院において全会派からの賛成があり、これにより、委員会自体のみならず、委員個人に対しても、強い政治的正統性が付与されることとなった。

さらに、委員は、職権行使の独立性の担保のため、法により身分が保障されるとともに(法4条)、国会議員、原子力事業者等一定の関係者から委員に対する接触等があった場合には、両議院の議長に報告するものとされ、当該報告の内容は公表の対象とされた(法6条)。この接触報告の制度は、委員に対する事実上の接触制限の制度といえる。

また、国会事故調においては、政府からの独立性確保の徹底等の観点から、調査活動を担うスタッフはもとより、委員会の運営等を担うスタッフについても、行政機関からの転任等は行わず、国会職員と民間出身者(法9条4項参照)をもって充てるものとされた。

その上で、国会事故調には、調査活動の実効性確保のため、資料提出の要求(法12条)、参考人出頭の要求(法11条)、国会の両院合同協議会(国会法附則6項)⁵⁾に対する国政調査の要請(法15条)⁶⁾等、強制力のある調査手段が付与された。

3) 4つのWGは、法により国会事故調に付託された任務(法10条)にそれぞれ対応するものとして設置された。国会事故調内部の組織体制の詳細については、本特集の別稿も参照願いたい。

4) 国会議員の側から国会事故調の設立経緯をまとめた書籍として、塩崎恭久『「国会原発事故調査委員会」立法府からの挑戦状』(東京プレスクラブ、2011年)がある。

5) 正式名称は、「東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会」である。

6) すなわち、国政調査権の発動は、国会事故調が自ら行うのではなく、あくまでも、国会事故調の要請に基づき両院合同協議会において行うものとされた。

III 国会事故調の特性と弁護士の役割

1 国会事故調の特性と責務

(1) 組織としての対外的な側面

国会事故調の特性や責務については、委員任命当日の両院合同協議会における小平忠正会長のあいさつ⁷⁾の中で紹介された、両院それぞれの議員運営委員会における申合せと両院合同協議会幹事会における合意事項に端的に表されている。主要な部分は、政治的中立に欠けるとの疑念を持たれない、目的に沿った委員会の公開、世界的視野に立つ、提言に富んだ未来志向の調査である。

これを踏まえ、国会事故調の特性、責務をまとめると以下のとおりである。

その1は、国会に設置されたことの意味を踏まえ、聖域なき徹底した調査・検証と、その結果得られた事実に基づく評価を的確に遂行する必要があったことである。

福島原発事故は、わが国始まって以来の重大原子力事故で、甚大な被害を及ぼしているばかりでなく、事故の原因や事故対応に当たった東京電力、政府(行政機関)等の対応、発表、説明に対する厳しい批判、不信が被災者、国内外に広範囲に生じた。そのため、調査に当たっては、事故の原因、事故対応の問題点等について、徹底的かつ聖域なき解明と評価が求められた。特に、他の事故調査委員会と異なり、国民の選挙で選ばれた国会議員で構成される国会

に設置される国会事故調には、東京電力・政府(行政機関)のいずれからも独立した組織として、あくまで国民(被災者)の立場に立って調査を尽くし、その上で、未来志向の提言を行うことが期待されていた。そのため、国会事故調としては、外観としても実質としても、独立性、中立性が確保されたと評価される調査・検証を実行するための体制の整備に特に意を用いることとなった。

その2は、国会事故調は、国会の権能のひとつである行政監視に資するものとして設置されたことである。その現れとして、国会(両院議長)を経由して国会事故調の報告書の送付を受けた内閣(政府)は(法16条1項3項)、「当分の間毎年」、報告書を受けて講じた措置について国会に報告しなければならない、との仕組みが用意された(国会法附則11項)⁸⁾。内閣には、この報告義務を媒介として、報告書の内容を踏まえた真摯な対応を将来にわたって継続することが要請されている。

その3は、国内外に対する公開性、透明性の確保が強く要請されていたことである。福島原発事故は、人類史上も重大な原子力事故であり、その影響は国境を越えて広く及び、事故の原因、影響や事故対応の是非等の解明には世界から注目が集まっていた。そこで、委員会の議事については、原則として全て公開で行うものとされ、議事の模様は、インターネットを通じて同時通訳付き生中継によって、全世界に向けてリアルタイムで配信された。報告書について

7) 両院合同協議会(2011年12月8日)小平忠正会長あいさつ要旨

「各院の議院運営委員会においては、①両院の所属議員は、国会事故調を政治的に利用し、または政治的影響を与えてはならない、②国会事故調は、客観的な原因等の究明に努め、調査活動に当たっては政治的中立性に欠けるとの疑念を持たないよう留意する、③参考人等からの意見聴取時は調査の態様及び頻度等に留意する、との申合せが行われている。また、両院合同協議会幹事会においては、①冷静、客観的、科学的な独立した調査、②目的に沿った委員会の公開(公開方法、公開の是非は、事故原因の究明等の目的を害することのないよう判断)、③世界的視野に立つことを重視、④人間の安全保障を重視した調査、⑤地震大国、津波大国における原発との視点、⑥提言に富んだ未来志向の調査、との基本的考え方の合意がなされている。」

8) 内閣の1回目の報告書 (http://www.cas.go.jp/jp/genpatsujiko/h24_national_diet_fu_report/h24_national_diet_fu_report.pdf) は、2013年6月11日に国会に提出された。

も、日本語版のみならず英訳版を作成し、公表した。

(2)組織内部の体制の側面

国会事故調は、上述のとおり、個々の委員が、各会派の承認の下両議院の議長によって任命され、それにより、委員に対して強い政治的正統性が付与された。そこで、国会事故調は、かかる委員の正統性を調査活動の正統性に直結させるべく、調査活動については、委員自身が主導することとした。

すなわち、国会事故調においては、委員自らが調査の対象事項、調査方針を決定し、資料の検討を行い、参考人に自ら発問し、この様子を参考人の回答振りとともに、国内外に同時中継し委員会の姿を明らかにした。また、非公開のヒアリングにおいても、人選、質問内容の決定から実際のヒアリングまで、委員が主導した。そして、報告書についても、その作成作業の全般を委員の主導で行い、委員は執筆にも当たった。

調査委員会には、委員会の組織運営のサポート業務のみならず、調査の進め方、検討すべき資料、ヒアリング対象者の選定、ヒアリングの実施、報告書の作成等についても、実質的にはスタッフが多くの部分を担当する例もある。国会事故調は、そのような組織体制とは全く異なり、委員自身が多くの時間と労力を投入してその活動を実質的に主導したという点が特筆すべきことである。

2 弁護士を必要とする理由と役割

(1)弁護士を必要とする理由

上記のとおり、国会事故調は、国会に設置された調査委員会として、制度的にも実質的にも政治、行政、事業者から影響を受けず、聖域な

く独立した調査等を実行し、その結果得られた事実に基づき客観的な評価を行うことが求められた。そのため、委員はもとより、委員会の活動を支え、補佐する事務局スタッフ・調査スタッフにおいても、以下のような要請を満たすことが強く期待されたものと推察される⁹⁾。

- ① 法的にも、制度的にも、独立と身分が保障されている立場にあること。
- ② 初の国会に設置された調査委員会であり、参考とすべき前例が少ない中、手続、調査権限、調査方法等多くの検討課題に対して、法的、事实的にも適切な考察判断ができること。
- ③ 制度の立ち上げ、調査の実行等に際して不可欠な他の機関等との折衝に対応できる能力、経験を有していること。
- ④ 資料、証拠からの確な事実の認定を行うノウハウを有していること。

これら要請に最も適した民間人として考えられるのが、実務法曹である弁護士であることは明らかである。

(2)国会事故調における弁護士の役割

ア 弁護士の特性の発揮が求められた業務

国会事故調において、弁護士は、事務局業務、委員会運営・調査業務の支援、調査補助を担当したが、その中で弁護士に求められたものは、その担当業務において、法的知識、折衝力、分析力、事情聴取力、事実認定力、起案力等、弁護士の有する特性を遺憾なく発揮することであった(なお、弁護士それぞれが果たした役割等は、本特集の別稿も参照願いたい。)

イ 弁護士としての責務

国会事故調においては、政治、行政、事業者等から完全に独立し、これらから干渉を受けることなく(そのような干渉があった際にはこ

9) もとより、委員の任命権者は両議院の議長であり(法3条)、スタッフの任命権者は委員長であることから(法9条3項)、この点は、筆者の一委員としての個人的な見解が含まれていることをお断りする。

れに対抗して)事故調査を行うという責務があり、弁護士として、法的知識に裏打ちされた適切な対応を求められた。

また、その調査活動に当たっては、他の調査委員会同様、予断を排除した事実の徹底的な調査・検証を行い、その結果判明した事実に基づき、客観的な判断、評価をすることが求められたが、弁護士には、この客観性を維持する上で一定の役割を果たすことが期待された。さらに、国会事故調に求められた透明性、公開性を確保する責務の関係でも、弁護士には、守秘義務の徹底や資料等の入手、保管等に関し、法的根拠に支えられた具体的なアドバイスや関係機関等との調整折衝等を行うことが求められた。

(3) 委員としての役割等

筆者自身も、委員に任命された直後から、調査活動はもとより、各種手続や書式の決定等の事務的なことについても、事務局スタッフ・調査スタッフと協議する等、さまざまな角度から国会事故調の活動に参加した。また、政策調査に関連する資料の大多数を検討し、ヒアリングについても、ごく一部を除き調査スタッフや協力調査員と共に自ら実施した。

その一部を紹介すると、

- ① 事務局と共に、委員会のあり方、進め方、各種書式の整備、守秘義務や調査記録等の保存方法の検討
- ② 委員間での多数回・長時間に及ぶ検討、意見交換(調査項目、進め方、各WGの調査結果とその評価の検討等)
- ③ 委員会の参考人質問の準備として質問内容、質問者・その担当部分の整理(法的観点からの意見)

閣僚級については、膨大な国会答弁や記者会見の把握、検討

- ④ ヒアリング対象者・参考人の選定、担当する調査スタッフ・協力調査員との準備(ヒアリング内容の整理)、ヒアリングの実

施(内容により委員が主質問又は補充質問を担当)

- ⑤ 入手すべき資料の確認、管理する機関との折衝、入手手配(保管場所に赴き資料を検討して更なる資料の要求も多数実施)
- ⑥ 調査スタッフや協力調査員と起案スタンスの意見交換、報告書たたき台の修正(大部の原稿の起案)
- ⑦ 報告書への引用に当たっての参考人や関係機関からの承諾を得る折衝

等であった。

これらでの苦労の一端を述べると、ヒアリング対象者の選定、確定が容易でなかった。事故当時、関係機関においては、通常時とは全く異なる人員配置となった上、配置も次々と変更され、その記録も作成されていなかった。そのため、関係者からの聞き取りから更なるヒアリング対象者を決める等したが、ここでは検事等の経験が役立った。

また、関係機関によっては、東日本大震災関係として一括して膨大な量の資料が保存されているものもあり、このうちの福島原発事故関係の資料を特定するために関係部署と筆者らの双方が多くの時間をとられて、資料検討に入るまでに時間を要した。

委員会での参考人質問等では、各委員から多岐にわたる質問がなされることが望まれたが、時間には限度があり、事前に各項目の時間配分や質問者を確定する等の準備はしたが、予定を超える質問時間、予定を超える参考人の説明等により、時間に迫られる委員会となり、生中継下での効果的な参考人質疑の難しさを実感した。

IV 国会事故調の意義等

国会事故調の特性と責務についてはすでに記述したとおりであるが、以下では、海外での独

立の事故調査委員会の例を紹介し、国会事故調の意義を振り返る。また、福島原発事故に関する複数の事故調査委員会についても紹介する。

1 他国に設置された事故調査委員会

海外では、過去にも、事故・災害等が発生した後に、利害関係者が関与しない独立した事故調査を行う委員会が多く設置されてきた。いずれの委員会も、議会、政府のいずれか、あるいは両者による独立した調査委員会である(以下、カッコ内は事故調査機関の設置年を表す)。

例えば、アメリカでは、スリーマイル島原発事故(1979年)、スペースシャトルチャレンジャー号事故(1986年)、9.11テロ(2002年)、ハリケーン・カトリナ災害(2005年)、リーマン・ショック(2009年)、メキシコ湾原油流出事故(2010年)が挙げられる。欧州では、イギリスにおけるイラク戦争(2009年)、フランスにおけるコルシカのテロ(1999年)、ノル

ウェーにおける連続テロ(2011年)、ECにおける狂牛病BSE事件の調査(1997年)等の例が、オーストラリアでは、チモール海の原油・ガス漏れ事故(2010年)等の例がある。

2 福島原発事故に関する事故調査委員会

福島原発事故に関しては、下表のとおり、国内に複数の事故調査機関が設置された¹⁰⁾。

また、2012年9月に設置された原子力規制委員会では、国会事故調及び政府事故調での提言のフォローアップ状況を確認するべく、有識者会議が設置された(2012年11月設置、2013年3月報告書公表)。

加えて、海外でも、米国原子力発電協会(INPO)、カーネギー国際平和財団、全米科学アカデミー等が福島原発事故についての調査を行っており、国際社会の関心が高いことがうかがえる。

福島原発事故に関する各事故調査委員会の概要

	国会事故調	政府事故調	民間事故調	東電事故調	学会事故調
正式名称	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会	東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会	福島原発事故独立検証委員会	福島原子力事故調査委員会	東京電力福島第一原子力発電所事故に関する調査委員会
委員長(敬称略)・委員数	黒川清 政策研究大学院大学アカデミックフェロー ほか 委員9名	畑村洋太郎 東京大学名誉教授 ほか 委員9名	北澤宏一 前科学技術振興機構理事長 ほか 委員5名	山崎雅男 東電副社長 ほか 委員7名	田中知 元日本原子力学会会長 ほか 委員43名
設置根拠	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法に基づき国会に設置	内閣による閣議決定で設置	—	—	—
活動開始時期	2011年12月8日	2011年5月24日	2011年8月27日	2011年6月11日	2012年8月21日
中間報告の公表日	—	2011年12月26日	—	2011年12月2日	2013年3月27日
最終報告の公表日	2012年7月5日	2012年7月23日	2012年2月27日	2012年6月20日	2013年9月2日

10) 上記の事故調査委員会のうち、学会事故調を除く4つの事故調査報告書の概要及び主要な論点については、「福島第一原発事故と4つの事故調査委員会」調査と情報—ISSUE BRIEF756号(国立国会図書館、2012年)にまとめられている。

3 海外からの評価

国会事故調の報告書は、海外で高い注目を集めるのみならず¹¹⁾、米国原子力規制委員会(NRC)のマグウッド委員が、福島原発事故の原因について技術的な検討にとどまらず、その深層にある日本の原発規制をとりまく根本的な問題点にまで切り込んだ、最も権威があり幅広く引用されている報告書と評価する等、高い評価を受けている。

また、国会事故調の活動に関連して、黒川清元委員長は、2012年にアメリカ科学振興協会(AAAS)の Scientific Freedom and Responsibility賞を受賞し、Foreign Policyの100 Top Global Thinkers 2012の1人にも選出された。

V まとめと教訓、課題

1 まとめ

調査・検証の過程においても、報告書作成においても、国会事故調は他からの影響を受けることなく、その独立性は、名実ともに確保、維持することができた。その過程で、弁護士は大きな役割を果たし、多大な貢献をした。

調査に当たっては、関係者の協力の下、聖域なき調査を実行した結果、政府中枢における政策決定過程を解明することができた。一部、法12条に基づき一定の義務を伴う資料要求も行ったが、全般的には任意の協力を得て必要な資料を入手した。また、ヒアリングに関しても、政府、事業者等関係者の任意の協力を得て実施することができ、国政調査権の発動の要請を検討したものはなかった。これは、国会に設置された事故調査委員会であることの意味、重みに関係者が十分に理解されたことによるもの

であろう。

また、透明性と公開性を確保すべく、現実的に可能な限り、公開による委員会を実行したが、事実を確定する上での必要性の度合い、委員会の確保可能な時間、公開・非公開それぞれの得失等、両者の調和を考慮した。原則として、各組織の責任者(閣僚級、役員級)については委員会における公開のヒアリングを行い、その他多くの関係者については、委員等において非公開のヒアリングを行うこととした。この区分けも、適切であった。

さらに、ヒアリングを含めた委員会の同時通訳付き生中継、報告書等の英訳版の公表等、さまざまな方法により、活動の内容や成果を可能な限り国内外に直接伝えることにより、福島原発事故に関する諸問題について問題提起を行うとともに、国会事故調の活動に対しても一定の理解を得られたものと考えている。

このところ、第三者委員会のあり方が問われているが、国会事故調ではその問題の多くについて対応できたと考えている。

2 教訓と課題

一方、課題としては、調査期間と調査の進め方にいろいろ問題があった。

そのうち、今後の同種の委員会を設置等する上で、参考となると思われることをまとめると以下のとおりである。

- ① 報告書の提出期限が法律で定められ、かつ、政府等に頼らない調査委員会であったことから、正式な委員の選任前に行える準備、検討が限られ、その結果調査等に実質的に使える期間が短くなった。
- ② 高度の知識、豊富な経験を有するサポート人材の確保が課題であった。特に、協力

11) 2014年3月の米国会計検査院(Government Accountability Office)の報告書 "Nuclear Safety : Countries' Regulatory Bodies Have Made Changes in Response to the Fukushima Daiichi Accident" (<http://www.gao.gov/assets/670/661464.pdf>)においても、国会事故調の報告書が引用されている。

調査員は、委員自らが候補者と交渉し、その承諾を得、さらに、所要の採用手続を経て初めて活動を開始することができる、という仕組みであったことから、委員の任命から協力調査員の陣容を整えて現実に調査に着手するまでに時間を要し、この点からも、実質的な調査期間が短くなった。

- ③ 協力調査員は、基本的に非常勤の形態で採用され、本来の仕事も抱えていたことから、国会事故調の活動に振り向けられる時間には限りがあり、ヒアリング、検討会の日程調整が難しかった。
- ④ 時間的な制約からヒアリングを協力調査員の予定を考慮することなく実施せざるを得なかったことから、同一事項の参考人でも異なる協力調査員と組むことが少なからず生じ、ヒアリング内容の共有、引き継ぎ等に苦労が多かった。
- ⑤ 委員の要請によって資料の入手を行うことから、資料入手、検討が遅れ、ヒアリングの日程調整にも影響が出た。
- ⑥ ヒアリング等の着手に先駆け、第1回委員会を福島第一原子力発電所の視察、被災者の仮設住宅の訪問、意見交換等に充てたが、現状の認識に加え、委員相互間の理解にも役立ち、調査等に向け有意義なものとなった。

VI おわりに

まず、国会事故調の調査等にご協力、ご支援いただいた弁護士をはじめ関係者に対して心から御礼を申し上げたい。特に、他の仕事を持ちながら、協力していただいた方々には大きな負担をかけたものである。

この種の調査では当たり前というものの、国会事故調は、委員にとっても、サポート陣に

とつても、時間的にも厳しく、精神的にも決して楽な調査等ではなかった。初めて国会に設置された事故調査委員会ということで、次々と新たな課題が生じたが、サポート陣の知識、経験と献身的尽力によって、これら問題にひとつずつ対処していくことができた。ある意味では、歩きながら考え、考えながら調査、検証を進めて、報告書が完成したものである。

筆者は、前述のとおり政策調査を主に担当したが、協力調査員には過去に検察や警察での行政経験を有する弁護士らを得ることができ、徹底した調査や関係者、関係機関の判断・対応の確定、関係者等の行動等の評価に大いに貢献してもらえたことは、筆者にとって幸いであった。

振り返ると、苦労はあったものの、委員だけでなく、サポート陣にとつてもこれら苦労を補っても余りある充実した日々であった。

その理由としては、いくつもあるが、主要なものをピックアップすると以下のようなことであろう。

- ① 一企業等の問題でなく、全国的、世界的影響をもたらした重大事故の調査、検証であった。
- ② 被災者はじめ多くの関係者が注目する調査、検証であった。
- ③ 世界的にも類のない原発事故で、世界的注目を浴びる調査、検証であった。
- ④ 聖域なき独立した調査が行え、政府中枢の意思決定過程、被害の実態等、多方面に及ぶ関係者からの聴取を実施した。
- ⑤ 報告書での検証結果、提言に対して、政府には実施状況の報告義務があり、提言に重みがあった。
- ⑥ 被災者及び技術部門を含むさまざまな分野の専門家である他の委員方と、いろいろな問題について、多数回、長時間にわたる真剣な意見交換を行うことができた。